



県公文書管理条例制定及び公文書館運営について（公開質問・申入書）

平成 29 年 7 月 4 日

高知県知事 尾崎正直 様

市民オンブズマン高知 代表 田所辨蒔



一、趣 旨

- 1, 高知県公文書管理条例（以下条例という）を速やかに制定すること。
その時期を県民に明示すること。
- 2, 条例は、県情報公開条例と共に、「現用文書」（現に職員が作成・取得しているもの）、「非現用文書」（保存期間終了後のもの）とも公文書が県政に対する県民の知る権利に不可欠な県民共有の知的資源として公平公正な管理と何人にも開かれ自由な利用を保障することを前提とし、県民の県政参加を保障する制度として制定、運用するものとする。
なお、条例実施機関は、公開条例の実施機関に加えて県が設立した独立行政法人、公社・県出資団体、指定管理団体も含むこと。
- 3, 条例制定準備に関して主権者（行政文書の共有者）としての県民が直接参加出来る「県公文書管理制度検討会議」（仮称）を設けて県民の自由な提案・討論を保障すること。県民として参加する委員が構成員の半数となるよう公募すること。なお、県下各市長村の関係者も招聘し論議の場を設けること。
- 4, 本条例と併せて県情報公開条例の改正、運用の改善について、県民の意見提案を基に独立した検討会議を発足させること。
- 5, 条例制定・公文書館の発足前であっても公文書管理の緊急措置として
 - ① 県公文書規程の各保存期間を延長するよう改正する。
 - ② 条例の制定を待たず法第 4 条の「文書作成義務」を実践する
 - ③ とさでん株式会社外県出資団体の会議・経営記録を県民室での閲覧を可能とする。
 - ④ 破棄する公文書目録の作成。県民の閲覧、意見表明機会を設ける。
- 6, 本団体は、「県公文書管理」「県情報公開制度改革」について知事、関係職員との協議・意見交換を要望する。日時・場所の連絡を求める。

二、理由

①、県は、「高知県公文書館（仮称）整備基本計画の概要」を公表した。

私たちは、平成 22 年 8 月 27 日「高知県の公文書管理及び情報公開制度充実公文書館設立について」申しれを行い、知事から平成 22 年 9 月 28 日（22 高文書第 115 号）回答があった。（県文書情報課の HP で公開中）

回答の中で知事は、公文書管理条例化等の検討が必要としているが、今回発表された基本計画では、条例制定に全く触れていない。

公文書館設置は、条例の一構成部分である。ハード部分だけの先行は、異常で無責任である。

又、県は、「高知県歴史的公文書の保存等に関する報告書」（検討委員会平成 22 年 2 月）を公表しているが、ここでも「県民の知る権利」に関わる公文書の県民利用に係る内容（自由・公正・公平な利用を保障する開示請求権など情報を「県民と共有」するシステム）は具体的検討がされていない。

文書管理が知事権限で左右される「規程」で運用される現状は直ちに改善される必要がある。公文書館が図書館再利用として整備されても条例がないので、運用が従前通りの役所・職員の都合が優先される恐れが否定出来ない。

ハード面でも、情報資料の検討、相談等利用者が文書の検証、検討に利用するスペースが確保されていない。障害者への配慮が欠けている。

電磁的記録文書の視聴、検討の個室もない。（動画も別個に個室が必要。）

資料の開示・非開示に対応する機能、また不服審査、破棄文書の是非等に関する県民参加の「館の運営管理の委員」等の事務所、会議室がない。

スペースが限られていると説明しながら、公文書利用との直接関連が希薄な「学習支援機能」「観光客へのおもてなし充実」などにスペースを充てることは非常識である。

公文書館は、県下市町村と連携しセンター的役割を持ち資料等の共有、民間に多量に保存されている資料散逸を防ぎ収集することや、特定歴史的文書（古文書等）の保存等を考えれば、元図書館跡でも狭くなることは必至である。

条例制定後、機能別施設、スペース配置等は再検討が必要で条例制定が急務である。各県の条例制定実態は 1 年以上の時間と相当の予算が必要であることを示している。県民と協同して早急に着手することを求める。

②、全国的な問題として公文書管理が利権を巡る腐敗、国民の権利の空洞化と行政の民主的ルールの形骸化、税金の不当支出等と深く関わっている事件として森友事件、加計事件等が、連日報道されている。

事件は政・官・業の癒着が生々しく伝えられるが、事業遂行中に調査関連資料等が保存期間なしと文書破棄され、職務上作成された内部記録を怪文書扱いし、調査さへ拒否する事態が公然と行われている。国会でも全面墨塗り文

書が平然と配布されている。

県民にとって重大な問題であるビキニ放射能被害の記録さへ隠蔽されてきた疑惑も指摘されている。

これら本来共有すべき公文書を役所だけの都合、政治的理由で破棄・隠匿することは民主主義を窒息させ、地方自治を歪め、税金の不当支出のチェックを妨げ国政を左右するもので、焦点の各事件の核心の問題であり、國・地方を問わず共通の重要問題である。公文書の作成を妨げ、秘密指定を乱用し、主権者への情報を遮断することは独裁政治への道に通ずる極めて危険なものである。

一方、県民は県・市等の公用文書の管理実態を知らされず、官の恣意的文書管理の横行が放置され、また公開に際しても「職務上の作成でない」「私的メモ」扱いが恣意的に利用され公文書の改竄、破棄等も全県的に跡を絶たない。現状が放置されれば文書、記録を残さないようにする傾向も生じる。

これらは、地方版《森友事件、加計事件を》を許すことになる。

県民は、これらの事態を止める有効な手段を持たず、また制限されている。

公文書管理・情報公開制度の改善・改革は待ったなしの課題である。

公文書管理法（以下法という）の目的「国及び独立行政法人等の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであることにかんがみ、国民主権の理念にのっとり、行政文書等の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及利用」に沿い、法4条の「経緯も含めた意思決定に至る過程、並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう」求めた説明責任を将来に渡って保障する県公文書管理条例が民主的な手続きを経て実現することは、開かれた県政を目指す高知県政上の、緊急かつ重要な課題である。

併せて情報公開条例の改正も同時進行が必要である。

また、県条例の制定が県下市町村での公文書管理の民主化、条例制定に積極的に関わるものとなるよう配慮すべきである。

なお、本申入れに対する回答は

平成29年7月29日までに行われるよう求めます。

以上

連絡先 高知市葛島2丁目3番9号
市民オンブズマン高知事務局（森武彦）
電話 088-882-9154